

茨城県報 第5417号

昭和41年7月14日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則

(公安委員会)

- 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正……………1

告 示

- 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理……………2
- 木材業者の登録……………2
- 肥料登録有効期間の更新……………3
- 豊里町上郷南部地区農地交換分合計画の一部変更……………3
- 道路の区域変更(5件)……………3
- 道路の供用開始(5件)……………6
- 建築基準法に基づく道路の指定(11件)……………7

(公安委員会)

- 道路における車輛の通行禁止、一方通行及び駐車禁止の交通規制……………11

規 則

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第6号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和41年7月14日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第4条 前三条に規定するもののほか、この規則を実施するため必要な事項は、茨城県警察本部長が定める。

付 則

この規則は、昭和41年7月15日から施行する。

告 示

茨城県告示第923号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出受理年月日	療養取扱機関名	機 関 の 所 在 地
41. 7. 1	小 貫 外 科 医 院	水戸市大塚町1857、
"	取 手 中 央 診 療 所	北相馬郡取手町寺田本郷
41. 6. 1	石 森 医 院	久慈郡大子町町古宿

茨城県告示第924号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和41年7月14日

茨城県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第 1 種 業 者 登 録

登 録 年 月 日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代 表 者 氏 名)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭 41. 6. 29	北振第 19 号	水戸市平須町 1822-181	上野材木店	上野 敏男	前記に同じ	住所に同じ	素材生産, 卸, 小売
41. 7. 1	" 第 20 号	笠間市箱田1597	久野武木材	久野 武	久野武木材	笠間市石井 1009	"
"	" 第 21 号	" 笠間1296	ときわ木材	久野 尚武	ときわ木材	" "	"
"	" 第 22 号	" 箱田1599	久野木材	久野 富夫	久野木材	" 箱田	"
"	" 第 23 号	西茨城郡友部町 東遠原1966	久野肇木材	久野 肇	久野肇木材	友部町 東遠原1966	"
"	" 第 24 号	笠間市石井1416	岡本木材	岡本 勝	岡本木材	笠間市石井 1416	"

茨城県告示第925号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により昭和41年7月1日付で、下記肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条の規定により公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩上二郎

記

登録番号 茨城県第	肥料の名称	保証成分量(%)		生産業者	
		T-N	T-P	住所	氏名
1017	魚粕粉末	6.0	6.0	秋田県秋田市大町4丁目 4番21号	太平物産株式会社

茨城県告示第926号

昭和37年11月5日茨城県告示第1057号で告示した豊里町上郷南部地区の農地交換分合計画一部変更については認可した。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第927号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要
那珂郡山方町大字山方字台ノ内 1117番地の3地先から	旧	メートル 5.4	メートル 464.0	38国補特改 第3号工事
		12.4		
那珂郡山方町大字山方字下小池 906番地の1地先まで	新	8.8	464.0	
		15.9		

茨城県告示第928号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 主要地方道

2 路線名 小川鉾田線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字借宿 1411番地地先から	旧	メートル 4.6 } 8.3	メートル 465.0	35単県局改 第46号
鹿島郡鉾田町大字借宿 2023番地の3地先まで	新	9.4 } 14.0	500.0	

茨城県告示第929号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 久能中田線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
猿島郡総和村大字釈迦 301番地地先から	旧	メートル 5.5 } 6.5	メートル 193.0	39単県局改 第133号
猿島郡総和村大字釈迦 2181番地の1地先まで	新	8.0 } 9.0	193.0	

茨城県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
 する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗道古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
猿島郡総和村大字柳橋 1161番地の2地先から	旧	メートル 8.0	メートル 628.0	39国補特改 第26号
		） 9.0		
猿島郡総和村大字柳橋 1279番地地先まで	新	8.7 ） 10.0	628.0	

茨城県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
 する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 古河岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
猿島郡境町大字塚崎字落堀東 2515番地地先から	旧	メートル 7.0	メートル 620.0	39国補特改 第9号
		） 10.5		
猿島郡境町大字塚崎字前原 3526番地の4地先まで	新	8.4 ） 12.7	620.0	

茨城県告示第932号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字山方字台ノ内1117番地の3地先から
那珂郡山方町大字山方字下小池906番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年7月14日

茨城県告示第933号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 小川鉾田線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鉾田町大字借宿1411番地地先から
鹿島郡鉾田町大字借宿2023番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年7月14日

茨城県告示第934号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 久能中田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和村大字釈迦301番地地先から
猿島郡総和村大字釈迦2181番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年7月14日

茨城県告示第935号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 宗道古河線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和村大字柳橋1161番地の2地先から
猿島郡総和村大字柳橋1279番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年7月14日

茨城県告示第936号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年7月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 主要地方道 古河岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字塚崎字落堀東2515番地地先から
猿島郡境町大字塚崎字前原3526番地の4地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年7月14日

茨城県告示第937号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 指 定 年 月 日 昭和41年7月14日
指 定 の 位 置 水戸市青柳町字鍛冶屋280
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 55.2m

茨城県告示第938号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日
指 定 の 位 置 水戸市赤塚町字宮東20-11
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 92.6m

茨城県告示第939号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日
指 定 の 位 置 日立市成沢町芳原921の2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 54.75m

茨城県告示第940号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日
指 定 の 位 置 日立市川尻町富士下321-2, 482
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 46m

茨城県告示第941号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 勝田市東石川字十文字1306—9, 10

〃 中根字六ツ野4827—7, 8, 11, 12, 13, 3

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 88.9m

茨城県告示第942号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 那珂郡那珂町菅谷字一の関4517

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 61.2m

茨城県告示第943号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 那珂郡大宮町字北入口453—1, 453—2

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 59.8m

茨城県告示第944号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 那珂郡大宮町字羽金堂1219-3, 3137-12

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 72.4m

茨城県告示第945号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 常陸太田市木崎二町字上長堀894の4

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 22m

茨城県告示第946号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 石岡市大字石岡字鹿の子9391

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 62.9m

茨城県告示第947号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年7月14日

指 定 の 位 置 七 浦 市 宇 生 田 町 1576-3, 5, 7, 9, 12, 14, 16, 18

道 路 の 幅 員 及 び 長 さ 幅 員 4 m

延 長 48 m

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第12号

道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき、道路における車両の通行禁止、一方通行及び駐車禁止の交通規制を次のとおり定める。

昭和41年7月14日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

1 通行禁止

番号	道路名	区 間	距 離	対 象	期間及び時間	管 轄 署
1	県 道	日立市河原字町2192番地先多賀海岸郵便局前交差点から同町2106番地先警備派出所前まで	0.52 キロメートル	自動車及び原動機付自転車(緊急自動車を除く。)	昭和41年7月15日から8月14日まで 午前8時から午後6時まで	日 立

2 一方通行

番号	道路名	区 間	距 離	対 象	期間及び時間	管 轄 署
1	県 道	東茨城郡大洗町磯浜寿町2丁目9294番地先から同町磯浜白根尻7012番地先まで(久保木前丁字路から日立電気センター脇を経て白根尻三差路への一方通行とする。)	1.3 キロメートル	自動車(緊急自動車及び二輪車を除く。)	昭和41年7月15日から8月14日まで 午前8時から午後6時まで	水 戸
2	県道及び町道	同郡同町磯浜旭町10番地先から同町磯浜2579の36番地先まで(宮内方前から日立電気センター前新町通りを経て高崎方前丁字路への一方通行とする。)	- 2:4 "	"	"	"

3	町 道	同郡同町磯浜 880 番地先から同所6881番地先まで (日進旅館前交差点から磯浜海水浴場への一方通行とする。)	0.2 キロメートル	自動車(緊急自動車及び二輪車を除く。)	昭和41年7月15日から8月14日まで 午前8時から午後6時まで	水 戸
4	"	同郡同町磯浜 554 番地先から同所6881の224番地先まで (今関方前から磯浜海水浴場への一方通行とする。)	0.1 "	"	"	"
5	"	同郡同町磯浜 6881の224番地先から同所532番地先まで (磯浜海水浴場前から薄井方前への一方通行とする。)	0.2 "	"	"	"
6	県道及び市道	那珂湊市磯崎町4643番地先から浜田経由阿字ヶ浦原1381番地先まで (磯崎漁協組前上り口から浜田海水浴場前経由阿字ヶ浦火の見下丁字路を左折国道丁字路への一方通行とする。)	7.0 "	全車両 (緊急自動車、路線バス及び二輪車を除く。)	昭和41年7月24日から8月7日まで 午前9時から午後5時まで	那珂湊
7	県 道	同市阿字ヶ浦 208 番地先から磯崎4326番地先まで (阿字ヶ浦駅入口踏切から浜田入口坂上丁字路経由海水浴場方面への一方通行とする。)	0.7 "	"	"	"
8	市 道	同市平磯町 清水町 206の7番地先から同所2番地先まで (清水駐在所前三差路から根本方前三差路への一方通行とする。)	0.4 "	"	"	"
9	県 道	同市同町 2 番地先から同所2067番地先まで (平磯入口三差路から清水駐在所前三差路への一方通行とする。)	0.45 "	"	"	"
10	市 道	同市殿山 720の5番地先から和田町5096番地先まで (殿山三差路から二高前を経由水産試験場手前三差路への一方通行とする。)	1.0 "	"	"	"
11	県 道	同市和田の上 370 番地先から殿山720の5番地先まで (市役所入口広場前から殿山三差路への一方通行とする。)	0.63 "	"	"	"

3 駐車禁止

番号	道路名	区 間	距 離	対 象	期間及び時間	管 轄 警察署
1	県 道	東茨城郡大洗町磯浜 727 番地先から同所白根尻7012番地先まで (日立電気センター前交差点から白根尻三差路まで。) 道路両側	0.8 キロメートル	自動車 (緊急自動車及び二輪車を除く。)	昭和41年7月15日から8月14日まで 午前8時から午後6時まで	水 戸

(第三種郵便物認可)

2	51号 国道	同郡同町磯浜2579の36番地先から同所寿町2丁目2529番地先まで (高崎方前丁字路から元磯浜駅前まで) 道路両側	0.2 キロメー トル	自動車(緊急自動車及び二輪車を除く。)	昭和41年7月15日から8月14日まで 午前8時から午後6時まで	水戸
3	"	同郡同町大貫357番地先から同所258番地先まで (あぐり旅館前から高柳方前まで) 道路両側	0.5 "	"	"	"
4	町道	同郡同町磯浜白根尻7012番地先から磯浜581番地先まで (白根尻三差路から桜井方前まで) 道路両側	0.8 "	"	"	"
5	県道	同郡同町磯浜後釜8249番地先から同町磯浜明神町1番地先まで (ビーチパレス前三差路から磯前神社大鳥居下まで) 道路両側	0.5 "	"	"	"
6	町道	同郡同町磯浜781番地先から同所2851番地先まで (柴田方前から警部派出所前まで) 道路両側	0.07 "	"	"	"
7	"	同郡同町磯浜880番地先から同所6881番地先まで (日進旅館前から磯浜海水浴場入口まで) 道路両側	0.2 "	"	"	"
8	"	同郡同町磯浜554番地先から同所6881番地先まで (今関方前から磯浜海水浴場まで) 道路両側	0.1 "	"	"	"
9	"	同郡同町磯浜6881番地先から同所532番地先まで (磯浜海水浴場前から薄井方前まで) 道路両側	0.2 "	"	"	"
10	51号 国道	同郡同町磯浜2579の36番地先から同所929の4番地先まで (高崎方前丁字路から平戸橋まで) 道路東片側	0.6 "	"	"	"
11	県道	同郡同町磯浜白根尻7012番地先から同町磯浜後釜8249番地先まで (白根尻三差路からビーチパレス前三差路まで) 道路山側	1.0 "	"	"	"

12	県道	同郡同町磯浜後釜8249番地先 (ビーチパレス前三差路から 警察官詰所前まで) 道路山側	0.15 キロメー トル	自動車(緊 急自動車 を除く。)	昭和41年7月 15日から8月 14日まで 午前8時から 午後6時まで	水戸
13	町道	同郡同町大貫2581番地先から 磯浜6881番地先まで (高柳方前丁字路から大洗観 光ホテル前まで) 道路海側	1.4 "	"	"	"
14	245号 国道	日立市河原子町1501番地先か ら同所1番地先まで (桜川駅南側踏切から産業道 路交差点まで) 道路両側	1.4 "	自動車及び 原動機付自 転車 (緊急自動 車を除く。)	昭和41年7月 15日から8月 14日まで 午前8時から 午後6時まで	日立
15	県道	同市同町2023番地先から同所 2192の3番地先まで (阿部鉄工所前から多賀海岸 郵便局前交差点まで) 道路両側	0.3 "	"	"	"
16	市道	同市同町1501番地先から同所 1966番地先まで (日立運輸多賀営業所前交差 点から梶沢川海岸橋まで) 道路両側	0.4 "	"	"	"
17	"	同市同町1966番地先から同所 2106番地先まで (梶沢川海岸橋から海岸警備 派出所前まで) 道路海側	0.45 "	"	"	"
18	"	同市同町1番地先から同所30 51番地先まで (産業道路交差点から海岸駐 車場入口まで) 道路両側	0.3 "	"	"	"
19	県道	那珂湊市磯崎町4645番地先か ら阿字ヶ浦820番地先まで (酒列神社鳥居下から火の見 下丁字路まで) 道路両側	3.0 "	全車両 (緊急自動 車及び自 転車を除 く。)	昭和41年7月 15日から8月 14日まで 午前9時から 午後5時まで	那珂湊
20	市道	同市同町4326番地先から浜田 経由阿字ヶ浦208番地先まで (海水浴場入口丁字路から阿 字ヶ浦駅入口まで) 道路両側	0.83 "	"	"	"
21	"	同市平磯町462番地先から同 所1324番地先まで (平磯駅北側踏切から軍司洋 品店前交差点まで) 道路両側	0.4 "	"	"	"
22	"	同市同町1357番地先から同所 1815番地先まで (磯崎商店前から坪駐在所前 三差路まで) 道路両側	0.4 "	"	"	"

23	市 道	同市同町2067番地先から同所 2番地先まで (清水駐在所前三差路から根 本方前三差路まで) 道路両側	0.4 キロメー トル	全車両 (緊急自動 車及び二輪 車を除く)	昭和41年7月 15日から8月 14日まで 午前9時から 午後5時まで	那珂湊
24	"	同市同町1313番地先から同所 1815番地先まで (山田商店前十字路から坏駐 在所前まで) 道路両側	0.3 "	"	"	"
25	"	同市殿山720の5番地先から 和田町5096番地先まで (亀山工務店前三差路から水 産試験場手前三差路まで) 道路両側	1.0 "	"	"	"

正 誤

昭和41年7月4日付茨城県報第5414号に登載の昭和41年度消防設備士試験の実施中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

記

頁	行	正	誤
26	上 10	前記アの筆記試験	前記1の筆記試験
"	上 11	前記ア, イ中	前記1, 2中
"	上 14	前記ア, イ中	前記1, 2中
"	上 16	前記ア, イ中	前記1, 2中

昭和41年7月4日付茨城県報号外に登載中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

記

頁	行	正	誤
1	上 2	茨城県告示第892号	茨城県告示第891号

昭和41年7月7日付茨城県報第5415号に登載の豊田農業協同組合土地改良事業の縦覧中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

記

頁	行	正	誤
20	下 4	同法第8条第5項の規定 によつて	同法第8条第4項の規定 によつて

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所